**ちちぶ広域消防防災拠点施設利用の注意事項**

1. **利用時間の順守**

ちちぶ広域消防防災拠点施設　利用時間

・午前（９時から１２時まで）

・午後（１３時から１７時まで）

・夜間（１８時から２１時まで）

・全日（９時から２１時まで）

1. **「屋外訓練における利用範囲」**

※屋外訓練の利用可能範囲は原則、黄色枠内とする。

1. **禁止行為**

拠点施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　個人の利害を目的とする政治活動又は支持者等の集会

(2)　特定の宗教団体の利益又は普及に係る活動

1. **損害賠償**

施設等を損傷、滅失したときは、その理由を書面により組合管理者に届出すること。その損害を賠償していただくことがあります。

（ちちぶ広域消防防災拠点施設条例第１３条、ちちぶ広域消防防災拠点施設条例施行規則第８条より）、

1. **鍵の受け渡しについて**

本庁舎１階エントランスにある内線電話を使用し、管理指導課まで連絡ください。その後、職員が直接手渡しいたします（鍵と利用者マニュアルを同時にお渡しします）。返却時も同様に職員へ手渡しで返却願います。

災害時等で職員不在（応答なし）時は、３階指揮統制課職員が対応いたします。お手数ですが、内線電話で連絡願います（内線番号：４１２）

1. **その他**

(1)　許可された施設以外の施設を使用しないこと。

(2)　申請人数を超えて利用しないこと。

(3)　訓練時は、ヘルメット、手袋、墜落静止用器具等を着装し、安全管理の徹底を図ること。

(4)　所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(5)　許可を受けることなく販売、寄付金等の募集行為をしないこと。

(6)　許可を受けることなく壁、柱等に貼り紙、ピン、くぎ打ち等をしないこと。

(7)　拠点施設の備品等を使用しようとするときは、職員に申し出て許可を受けると。

(8)　利用を終える前に、利用した施設の清掃及び点検をすること。

(9)　ごみ等の廃棄物は持ち帰ること。

(10)　騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(11)　拠点施設の管理運営上支障を来す行為をしないこと。

(12)　その他担当職員の指示に従うこと。

(13)　トイレは、本庁舎１階トイレを利用すること。